(目的)

第1条 琵琶湖大橋有料道路の今後の運営と維持管理について研究するため、「琵琶湖大橋有料道路のあり方に関する研究会」(以下、「研究会」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 研究会は次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 琵琶湖大橋有料道路の運営に関すること。
 - (2) 琵琶湖大橋有料道路の維持管理に関すること。

(構成)

- 第3条 研究会は、次に掲げる者をもって構成することとし、別表のとおりとする。
- (1) 会員
 - ① 学識経験者
 - ② 道路利用者
 - ③ 関係行政機関
- (2) オブザーバー

第2条の所掌事項と関係が深く、内容に応じ研究会に出席が必要とされる者

(座長および座長代理)

- 第4条 研究会に座長を置き、会員の互選によりこれを定める。
- 2 座長は、研究会を代表し、会務を総括する。
- 3 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する者がその職務を代理する。

(研究会)

第5条 研究会は、原則として年5回開催する。ただし、座長が特に必要があると認めるときは、 この限りでない。

(公開)

- 第6条 研究会は公開とする。ただし、滋賀県情報公開条例第6条各号に掲げる情報は除く。
- 2 研究会を開催する際には、日時、場所等についてあらかじめホームページで周知を図る。
- 3 研究会の資料はホームページで公開する。
- 4 研究会の議事結果は要旨を取りまとめて議事要旨とし、ホームページで公開する。

(事務局)

第7条 研究会の事務局は、滋賀県土木交通部道路課に置く。

(雑則)

- 第8条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関して必要な事項は、座長が研究会に 諮って定める。
- 付則 1 この要綱は、平成26年 月 日より施行する。
 - 2 研究会の設置期間は平成27年3月31日までとする。

別 表

(敬称略、五十音順)

		氏 名	所 属	役 職
1	会員	大﨑 次郎	守山市	都市経済部長
2	会員	國友 政幸	滋賀県	土木交通部道路課長
3	会員	小林 正彦	滋賀経済同友会	事務局長
4	会員	澤 茂雄	栗東市	建設部長
5	会員	嶋寺 源一	道路公社	理事
6	会員	塚口 博司	立命館大学	教授
7	会員	外村 善一	滋賀県トラック協会	副会長
8	会員	畠中 秀人	滋賀県	土木交通部技監
9	会員	文 世一	京都大学	教授
10	会員	若園 龍二	大津市	建設部長
11	会員	和田 勝行	野洲市	都市建設部長
オブ゛サ	, -V, -		(必要に応じ)	_